

証券コード7678
2023年6月14日

株 主 各 位

愛知県日進市赤池町西組32番地

株式会社 あさくま

代表取締役社長 廣 田 陽 一

第50期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第50期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第50期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.asakuma.co.jp/>



（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「会社情報」「IR情報」「株主総会関連資料」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイト「アクセスいただき、〔銘柄名（会社名）〕に「あさくま」又は「コード」に当社証券コード「7678」を入力・検索し、〔基本情報〕〔縦覧書類/PR情報〕を順に選択して、〔縦覧書類〕にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年6月28日（水曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月29日(木曜日)午前10時(午前9時30分開場)
2. 場 所 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目4番2号
名古屋銀行協会会館 **4階402号室**
(会場が前回と異なっておりますので、末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。)

3. 目的事項 報告事項

1. 第50期(自2022年4月1日至2023年3月31日)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第50期(自2022年4月1日至2023年3月31日)計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件
第5号議案 会計監査人選任の件

4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)

- (1) 書面(郵送)による議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・ご出席の株主様へのお土産の用意はございません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使方法のご案内

株主総会にご出席される場合



2023年6月29日（木曜日）
株主総会日時 午前10時開催
(受付開始は午前9時30分を予定しております。)

同封の議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**くださいますようお願い申し上げます。

株主総会当日は、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

郵送にて議決権を行使される場合



行使期限 2023年6月28日（水曜日）
午後6時必着

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**行使期限までに到着**するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

第50期 事業報告

(自 2022年 4 月 1 日)
(至 2023年 3 月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止への取り組みやワクチン接種の普及率等によって社会経済活動の正常化が進み、個人消費は緩やかながらも持ち直しの動きを見せております。

外食業界におきましては、ワクチン接種の進行により改善に向かっておりますが、原材料の仕入価格の高騰やエネルギー価格の高騰によってあらゆるコストが上昇しており、多くの企業で販売価格の値上げの対応を行うなど、本格的な業績の回復には総じて時間を要する見込みです。

当連結会計年度における当社グループの取り組みといたしましては、新型コロナウイルス禍において経費削減を行う中で、生産性向上を進めてまいりました。目指す姿としては、店舗人員を少なくしながらも今までよりも良いサービスを提供し、お客様から「サービスが良くなったね」と言っていただくことです。しかし、そのためのトレーニングが追いついておらず、店舗のQSCについてのクレームを多くいただくようになってしまいました。これが来店客数の戻りが悪い原因の1つではないかと考え、QSCの改善と、サラダバーの充実に注力してまいりました。

商品品質については、月1回のエリア会議の際にエリアマネージャーと店長を集め、ステーキやハンバーグ、スープやカレー、サラダバーの仕込み、調理方法のトレーニングと試験を実施し、調理技術のチェックと向上、調理方法、仕入れ先、食材の見直しなどを行いました。課題としては、調理スタッフ全ての技術を上げること、生産性を上げることです。そのために、店長だけでなく、ふかかちさん(パート従業員)も集合教育を行いレベルアップしてまいります。

サービスについては、タイムスケジュールのチェックを行い、適正な人員配置を行うことであります。また、サラダバーの補充やお済みの食器類の引き上げ(バッシング)を最優先事項として、「お客様を待たせない」、「不満足を与えない」を目指して取り組んでおります。その結果、一部の店舗ではまだ不満足の声をいただいておりますが、その数は大きく減りました。課題としましては、適正な人員配置のための人材確保、タイムスケジュール作成のトレーニング、実際に行動

すること、1 way 4 job（一つの流れの中で4つのことを行う）を実施するためのトレーニング、チェックと指示出しです。これらの人材の確保とトレーニングを継続して取り組んでまいります。

サラダバーの充実に関しては、店舗によって15～25品目が並んでいるところ、どこの店舗でも同じレベルのサラダバーを食べることができ、どこの店舗でもあさくまのスタンダードが提供できるようにするために、全店において25品目を並べるように変更しました。また、季節感を提供できるように、隔月で季節の野菜を使った惣菜サラダメニューを提供し、デザートも含め、調理方法、提供方法の見直しを行いました。

さらに、2023年2月には「お客様をびっくりさせる」をテーマに一部店舗において、25品目から45品目にアイテム数を増やして提供しております。また、別の店舗では、“モツ煮込み”“野菜のトマト煮込み”“白菜のクリーム煮”“マーボー豆腐”などの温かいメニュー「ホットバー」の提供も行っております。ただ、外部への告知の量や告知方法の工夫の仕方が足りず、お客様の増加には大きくは繋がっておりませんが、弊社で実施したアンケートでの評価は未実施店舗と比べ大きく点数を上げております。今後は実施店舗を順次拡大してまいります。ただし、45品目に増やしたことで、お客様1名あたりのコストが100円上がっており、年間のお客様数から考えると、おおよそ3億円のコスト増加になる見通しです。ですが、新型コロナウイルス感染症の収束で2023年4月からの客数増加を考えた時に、商品の充実にコストを使い、お客様にびっくりしてもらう店舗にする、勝負をかける1年にすることで、お客様の更なる増加に繋がっていいと考えております。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度における業績は、売上高が6,202,461千円（前年同期比18.2%増）、営業利益が71,575千円（前年同期は営業損失340,968千円）、経常利益が45,722千円（前年同期比△89.9%）、親会社株主に帰属する当期純損失が12,175千円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益60,120千円）となりました。

なお、当連結会計年度における当社の店舗数は、F C店が1店舗減少したため、直営店61店舗にF C店4店舗を加えて65店舗、株式会社あさくまサクセッションの直営店は10店舗（1店舗休業中）で、当社グループの総店舗数は75店舗（F C店4店舗を含む）となっております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、186,971千円であり
ます。

①当連結会計年度中に完成した主要設備

星崎店 建物

②当連結会計年度中において継続中の主要設備の新設、拡充

該当事項はありません。

③当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く状況は、新型コロナウイルス感染症に係る行動制限が緩和されたことに伴い、社会経済活動の正常化が進み、持ち直していくことが期待されております。一方で、地政学的リスク等による原材料の仕入価格やエネルギー価格の高騰による売上原価・水道光熱費・物流費・人件費などのあらゆるコスト上昇により厳しい経営環境が続いており、景気の先行きについては引き続き注視していく必要があります。

こうした状況のなか、当社グループは、持続的成長のための好循環を創出するべく、以下の課題に取り組んでまいります。

①既存店収益向上のための経営体質の強化

②人材育成の強化

③サラダバーの充実と衛生管理の向上

④生産性向上のための仕組みづくり

⑤既存店舗のブラッシュアップ

⑥新規出店

(6) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第47期 (2020年3月期)	第48期 (2021年3月期)	第49期 (2022年3月期)	第50期 (2023年3月期)
売 上 高(百万円)	8,849	6,384	5,248	6,202
経常利益又は経常損失(△)(百万円)	239	△413	450	45
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)(百万円)	69	△1,578	60	△12
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	13.27	△295.69	11.29	△2.29
総 資 産(百万円)	5,063	3,999	3,876	3,307
純 資 産(百万円)	3,896	2,223	2,412	2,372
1株当たり純資産 (円)	728.99	417.58	452.90	446.47

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

2. 記載金額（1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産を除く）は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第47期 (2020年3月期)	第48期 (2021年3月期)	第49期 (2022年3月期)	第50期 (2023年3月期)
売 上 高(百万円)	7,737	5,486	5,056	5,866
経常利益又は経常損失(△)(百万円)	263	△120	421	35
当期純利益又は当期純損失(△)(百万円)	106	△1,401	35	△12
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	20.56	△262.62	6.74	△2.29
総 資 産(百万円)	4,584	3,727	3,752	3,171
純 資 産(百万円)	3,872	2,376	2,412	2,372
1株当たり純資産 (円)	724.48	446.18	452.90	446.47

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

2. 記載金額（1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産を除く）は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は株式会社テンポスホールディングスで、同社は当社の株式を2,710千株（議決権比率51.03%）保有いたしております。

② 親会社等との間の取引に関する事項

イ. 当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項

親会社等との取引については、当該取引の当社の事業上の必要性を検討し、取引条件の市場価格・水準を勘案する等、当該取引が第三者との通常の取引と比べて著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

親会社等との取引については、当社社内規程に基づき、親会社から独立して最終的な意思決定を行っており、当社の取締役会は、当社の利益を害することはないと判断しております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見
該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社あさくま サクセッション	40百万円	100%	飲食店舗の運営

(8) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

当社グループは飲食店舗の運営を主な事業としております。この他に飲食事業に付帯する業務を営んでおりますが、飲食以外の事業の重要性が乏しいため、セグメントごとの記載はしていません。

(9) 主要な事業所 (2023年3月31日現在)

①本部

愛知県名古屋市天白区

②店舗 (フランチャイズ店を含む)

都府県名	あさくま		あさくま サクセッション	計
	直 営 店	F C 店		
愛 知 県	23	—	—	23
岐 阜 県	4	—	—	4
三 重 県	4	—	—	4
静 岡 県	12	1	—	13
千 葉 県	5	1	—	6
神 奈 川 県	5	1	—	6
茨 城 県	2	—	—	2
埼 玉 県	4	—	1	5
東 京 都	2	—	9	11
岡 山 県	—	1	—	1
合 計	61	4	10	75

(10) 使用人の状況（2023年3月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
99名（439名）	2名減（83名増）

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時従業員は（ ）内に雇用人員（1日8時間換算）を外数で記載しております。
2. 臨時従業員には、パートタイマー及びアルバイトを含んでおります。
3. 臨時従業員の使用人数が前期末に比べ83名増加しておりますが、これは新型コロナウイルスの収束に伴う勤務時間数の増加等によるものです。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
87名（424名）	3名減（81名増）	40.5歳	5年5ヶ月

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時従業員は（ ）内に雇用人員（1日8時間換算）を外数で記載しております。
2. 臨時従業員には、パートタイマー及びアルバイトを含んでおります。
3. 平均年齢及び平均勤続年数に、臨時従業員は含まれておりません。
4. 臨時従業員の使用人数が前期末に比べ81名増加しておりますが、これは新型コロナウイルスの収束に伴う勤務時間数の増加等によるものです。

(11) 主要な借入先の状況（2023年3月31日現在）

借入先	借入残高
岐阜信用金庫	105,200千円

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2023年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 18,800,000株

(2) 発行済株式の総数 5,313,441株（自己株式70,629株を除く。）

(3) 株主数 8,830名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社テンポスホールディングス	2,710,213株	51.00%
近 藤 裕 貴	483,382株	9.09%
近 藤 典 子	411,382株	7.74%
有 限 会 社 あ さ し お	358,236株	6.74%
西 尾 す み 子	145,900株	2.74%
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	44,616株	0.83%
麒麟麦酒株式会社	42,000株	0.79%
近 藤 千 鶴 子	38,796株	0.73%
本 坊 酒 造 株 式 会 社	10,000株	0.18%
株式会社日本カストディ銀行（信託口4）	9,600株	0.18%

- (注) 1. 当社は、自己株式を70,629株保有しておりますが、上記株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式（70,629株）を控除し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 有限会社あさしおの持株数は、日本証券金融株式会社（日証金）への貸付株91,800株は含まれておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2022年7月12日開催の取締役会において、会社法第459条第1項及び当社定款第39条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項を決議し、以下の通り取得いたしました。

取得対象株式の種類	当社普通株式
取得した株式の総数	20,000株
取得価額	30,600千円
取得日	2022年7月13日
取得方法	東京証券取引所における自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による買付
取得理由	経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行し、 企業価値を高めるため

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において、当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項（2023年3月31日現在）

	第4回新株予約権
発行決議の日	2017年3月14日
保有者数	当社従業員 1名
新株予約権の数	50個
目的である株式の種類及び数	普通株式 50株
新株予約権の払込金額	払込を要しない
新株予約権の行使価額	1個につき310円
行使期間	2019年3月15日から 2026年6月27日まで
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、従業員及びグループ会社の取締役、従業員の地位にあることを要する。但し、取締役を任期満了により退任した場合、従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 2. 新株予約権の相続はこれを認めない。

	第5回新株予約権
発行決議の日	2018年12月13日
保有者数	当社従業員 9名
新株予約権の数	2,000個
目的である株式の種類及び数	普通株式 2,000株
新株予約権の払込金額	払込を要しない
新株予約権の行使価額	1個につき483円
行使期間	2020年12月14日から 2028年 6 月26日まで
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、従業員、もしくは当社のグループ会社の取締役、従業員の地位にあることを要する。但し、取締役を任期満了により退任した場合、又は従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 2. 新株予約権の相続はこれを認めない。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2023年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	廣 田 陽 一	株式会社ドリームダイニング取締役社長
取 締 役	西 尾 すみ子	管理部長
取 締 役	清 水 孝 洋	商品企画考房株式会社代表取締役 一般社団法人市場創造学会理事
取 締 役	林 幸	社会福祉法人フレッシュ理事 学校法人名古屋文化学園保育専門学校講師
常 勤 監 査 役	松 井 悟	
監 査 役	後 藤 徳 彌	公認会計士 社会福祉法人風の森監事 社会福祉法人共生会監事 斎久工業株式会社社外監査役
監 査 役	勝 部 康 男	株式会社ビーディーエー代表取締役

- (注) 1. 取締役 清水孝洋氏及び林 幸氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 松井悟氏、後藤徳彌氏及び勝部康男氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 後藤徳彌氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役 清水孝洋氏及び林 幸氏並びに社外監査役 松井悟氏、後藤徳彌氏及び勝部康男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 2022年6月24日開催の第49期定時株主総会終結の時をもって、代表取締役社長横田優氏及び監査役石井林太郎氏は任期満了により退任いたしました。
6. 2022年6月24日開催の第49期定時株主総会において、廣田陽一氏が新たに取締役に選任され、同日開催の臨時取締役会において代表取締役社長に選定され就任いたしました。
7. 2022年6月24日開催の第49期定時株主総会において、勝部康男氏が新たに監査役に選任され、就任いたしました。
8. 2023年3月31日をもって、山下祐司氏は取締役に辞任いたしました。なお、退任時における担当は営業部長でありました。
9. 2023年4月25日をもって、松井悟氏は監査役に辞任いたしました。これに伴い、監査役の法定員数を欠くことになるため、補欠監査役の森下明人氏が2023年4月25日付で監査役に就任しております。また、同氏は同日開催の臨時監査役会において、常勤監査役に選定され就任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役の全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役等の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	6名 (2名)	32,215千円 (1,200千円)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	4名 (4名)	5,550千円 (5,550千円)
合 計	10名	37,765千円

- (注) 1. 上表には、2022年6月24日開催の第49期定時株主総会終結の時をもって、退任した取締役1名及び社外監査役1名を含んでおります。
2. 役員の金銭報酬の額は、1984年9月27日開催の第11期定時株主総会において年額120,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名、監査役の員数は2名です。

(4) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という）を取締役会決議にて定めております。

また、取締役会は、代表取締役廣田陽一に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しており、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

決定方針の内容は以下のとおりです。

① 基本方針

当社の取締役の報酬は、短期的な業績の向上と株主利益の追求を考慮しながらも、取締役が中長期的視点で当社グループの持続的成長と企業価値向上に取り組めるよう、基本報酬の水準と安定性を重視することを基本方針とし、基本報酬のみで構成する。

② **基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）**

当社の取締役の基本報酬は、月額固定報酬とし、役位及び職責及び在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

③ **業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額もしくは数又はその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）**

業績連動報酬等並びに非金銭報酬等については支給しない。

④ **金銭報酬等の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針**

個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針は、基本報酬のみであるためこれを定めない。

⑤ **取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項**

個人別の報酬額については、株主総会で決議された取締役の年間報酬総額の限度額内で基本報酬の総額について取締役会での決議に基づき、上記各方針に従って具体的な額を決定するよう代表取締役廣田陽一に対して委任するものとする。当該権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当部門の評価を行うには代表取締役が最も適しているからである。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、支給総額の内容について十分な協議を行わなくてはならない。

(5) 社外役員等に関する事項

① **重要な兼職先である他の法人等と当社との関係**

前記「4. 会社役員に関する事項（1）取締役及び監査役の氏名等」に記載の社外役員の重要な兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 清水 孝洋	当事業年度開催の取締役会18回のうち16回に出席いたしました。同氏の豊富なビジネス経験と知見に基づく客観的な視点から、当社の経営全般に対し意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 林 幸	当事業年度開催の取締役会18回のうち13回に出席いたしました。同氏の教育者としての豊富な経験と知見に基づく客観的な視点から、当社の経営全般に対し意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 松井 悟	当事業年度開催の取締役会18回の全てに出席し、また、監査役会16回の全てに出席しており、同氏の管理部門での豊富な業務経験、見識から、必要に応じ適宜発言を行っております。
監査役 後藤 徳彌	当事業年度開催の取締役会18回の全てに出席し、また、監査役会16回の全てに出席しており、主に公認会計士としての専門的見地から、必要に応じ適宜発言を行っております。
監査役 勝部 康男	2022年6月24日就任以降に開催された取締役会12回、監査役会11回の全てに出席しており、同氏の企業経営に関する豊富な知識と幅広い知見を活かし、必要に応じ適宜発言を行っております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

(6) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社の役員、執行役員及び管理職従業員の地位にある個人であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任大有監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,600千円
当社及び子会社が支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	26,600千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適正であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、経営の適正性・透明性を高めるために、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役会において、「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の基本方針」を以下のように定めております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・コンプライアンス体制に関するコンプライアンス基本規程により、取締役及び使用人が法令及び定款を遵守した行動を取るための行動規範を定める。
- ・取締役会を定期的開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに、相互に職務執行を監視・監督する。また、監査役による職務執行の監査を受け、法令及び定款に反する行為の未然防止に努める。
- ・取締役は、他の取締役及び使用人の職務の執行について、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図る。
- ・内部監査室による監査を実施し、業務の適正性等を確保する。
- ・内部通報制度を運用し、法令及び定款に反する事実の早期発見に努める。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、社内規程及び管理マニュアルに従い適切に保存及び管理を実施し、必要に応じて管理状況の検証、各規程等の見直しを行う。
- ・取締役及び監査役は上記に係る重要な情報・文書を常時閲覧できる体制とする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスク管理規程に基づき企業集団におけるリスクを抽出し、重要性に応じて適切な対策を策定・実施する。また、リスク管理の実施状況を定期的に取り締り会及び監査役会に報告する。
- ・経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から、重要な事項については、取締役会において報告・審議する。
- ・情報リスクに関する規程を定め、経営的損失を未然に防止する体制を確保する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会を月1回開催し、経営に関する重要事項を決定するとともに業務執行状況の相互監督を行う。
- ・取締役会の議案は取締役会規程の付議基準により、事前に取り締役及び監査役に議案に関する資料を配布することで、審議の活性化・実質化を図る。
- ・経営環境の変化に対応し、意思決定の迅速化や職務執行等経営の効率化を図るために、職務権限規程等を整備する。

⑤ 当社並びに親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・子会社管理規程により経営管理を行う一方、子会社の経営の自主性を尊重するとともに、業務の適正な運用について積極的に指導を行う。
- ・子会社における経営上の重要な事項は、定期的に当社へ報告するものとする。取締役は総合的に助言・指導を行う。
- ・取締役は、子会社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図る。
- ・監査役は、子会社の監査役と意見交換等を実施し、連携を図る。
- ・内部監査室は、子会社の内部監査を実施し、結果を取締役会及び監査役に報告する。

⑥ 財務報告の適正性を確保するための体制

- ・金融商品取引法の定めによる財務報告の適正性を確保するため、全社レベル及び業務プロセスレベルの統制活動の整備・運用状況を定期的に評価し、継続的に改善を図る。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、当該使用人を配置するものとし、具体的な内容（組織、人数、その他）については、監査役と相談の上、その意見を十分考慮して検討する。

⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・監査役の職務を補助すべき使用人の任命については、監査役の同意を必要とする。また使用人は、業務執行に係る役職を兼務せず、監査役の指揮命令下で職務を遂行しその評価については監査役の意見を聴取するものとする。

⑨ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・取締役は、監査役から監査業務の補助を命じられた使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に努める。

⑩ 監査役への報告に関する体制及び当該報告した者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・取締役及び使用人は、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について、監査役に都度報告するものとする。監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ・内部通報規程の適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について、監査役への適切な報告体制を確保する。また、当該情報提供を理由とした不利益な処遇は、一切行わない。

⑪ 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

- ・取締役は、監査役がその職務の執行について生じた費用の請求をした場合には、監査の実効性を担保するべく適切に対応する。

⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。
- ・監査役は、代表取締役社長及び取締役、会計監査人、内部監査室とそれぞれ定期的な会合を開催することにより、監査役監査の環境整備の状況や重要課題等について意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の、当事業年度における当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

① 取締役の職務の執行状況について

- ・取締役会が18回開催され、取締役・監査役が出席の上で、経営上の重要事項（事業方針・資本政策・重要人事・法定事項等）を始め個別議案の審議が行われております。

なお、社外取締役（2名）、社外監査役（3名）から随時意見表明がされており、経営の透明性は確保される体制となっております。

② コンプライアンス及びリスク管理体制について

- ・関係する社内規程を整備し、各種研修を実施し、取締役以下従業員のコンプライアンス意識の向上に努めております。
- ・内部通報制度を整備し、法令違反等の早期発見と迅速適切な対応を図っております。

③ 当社及びグループにおける業務の適正を確保するための体制について

- ・子会社の取締役が当社の取締役会にて業務執行状況について報告を行っております。
- ・監査役が親会社及び子会社監査役と定期的な意見交換を実施し、また内部監査室と連携し監査結果の共有を図り、業務の適正性を検証しております。

④ 財務報告の適正性を確保するための体制について

- ・財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を勘案して評価範囲を決定し、当該財務報告に係るプロセスにおける内部統制の有効性評価を行っております。

⑤ 監査役監査の実効性の確保体制について

- ・監査役は、監査役会を16回開催した他、取締役会に出席し経営上の重要事項について報告を受け、取締役の業務執行状況を直接確認しております。また、代表取締役を始め取締役と定期的に会合し、経営課題、監査上の重要課題等についてヒアリングと意見交換を実施しております。
- ・常勤監査役は、会計監査人や内部監査室と定期的に意見交換を実施し、効率的な監査業務の遂行を図りながら、コンプライアンスに関する問題点を日常的に監査する体制を整備しております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しており、将来の事業展開と経営体質の強化のために、必要な内部留保を確保しつつ、収益に応じて株主の皆様への配当を実施することを基本方針としております。

なお、当社は、会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議をもって配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績を勘案いたしまして、誠に遺憾ではございますが、無配とさせていただきます。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	2,189,900	流動負債	741,792
現金及び預金	1,732,842	買 掛 金	376,817
売 掛 金	259,979	1年内返済予定の長期借入金	12,688
原材料及び貯蔵品	43,392	未 払 金	103,540
未 収 入 金	117,290	未 払 法 人 税 等	15,158
そ の 他	36,395	賞 与 引 当 金	15,961
固定資産	1,117,124	株主優待引当金	19,303
有形固定資産	543,885	そ の 他	198,322
建物及び構築物	380,094	固定負債	192,942
機械装置及び運搬具	26,550	長 期 借 入 金	92,512
土 地	87,806	資 産 除 去 債 務	78,230
そ の 他	49,434	そ の 他	22,200
無形固定資産	30,505	負 債 合 計	934,734
そ の 他	30,505	純資産の部	
投資その他の資産	542,733	株主資本	2,372,290
破産更生債権等	812,892	資 本 金	91,531
差 入 保 証 金	464,971	資 本 剰 余 金	1,711,770
繰延税金資産	36,080	利 益 剰 余 金	675,417
そ の 他	41,681	自 己 株 式	△106,429
貸倒引当金	△812,892	純 資 産 合 計	2,372,290
資 産 合 計	3,307,025	負債及び純資産合計	3,307,025

連結損益計算書

(自 2022年 4 月 1 日)
(至 2023年 3 月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		6,202,461
売上原価		2,523,403
売上総利益		3,679,057
販売費及び一般管理費		3,607,481
営業利益		71,575
営業外収益		
受取利息及び配当金	19	
協賛金収入	2,018	
不動産賃貸料	3,206	
助成金収入	2,579	
受取保険金	2,327	
貸倒引当金戻入額	1,700	
その他	4,302	16,154
営業外費用		
支払利息	2,689	
助成金減額損	37,942	
その他	1,375	42,007
経常利益		45,722
特別利益		
圧縮未決算特別勘定戻入額	13,499	13,499
特別損失		
減損損失	41,841	
店舗閉鎖損失	9,900	
固定資産除却損	1,800	
その他	1,000	54,541
税金等調整前当期純利益		4,680
法人税、住民税及び事業税	29,565	
法人税等還付税額	△11,630	
法人税等調整額	△1,079	16,855
当期純損失		12,175
親会社株主に帰属する当期純損失		12,175

連結株主資本等変動計算書

(自 2022年 4 月 1 日)
(至 2023年 3 月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当 期 首 残 高	90,124	1,710,362	687,592	△75,706	2,412,372	2,412,372
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	1,407	1,407			2,815	2,815
親会社株主に帰属する当期純損失			△12,175		△12,175	△12,175
自己株式の取得				△30,722	△30,722	△30,722
当期変動額合計	1,407	1,407	△12,175	△30,722	△40,082	△40,082
当 期 末 残 高	91,531	1,711,770	675,417	△106,429	2,372,290	2,372,290

連 結 注 記 表

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1)連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1 社
- ・連結子会社の名称 株式会社あさくまサクセッション

(2)議決権の過半数を所有しているにもかかわらず子会社としなかった会社等の状況

- ・当該会社等の名称 株式会社竹若
- ・子会社としなかった理由

株式会社竹若は、2021年9月1日に破産手続きの開始決定を受け、かつ、有効な支配従属関係が存在しないと認められたため、子会社から除外いたしました。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1)重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料及び貯蔵品 …… 最終仕入原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 …… 定率法を採用しております。
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物 3～40年
機械装置及び運搬具 2～17年
- ② 無形固定資産 …… 定額法を採用しております。
なお、主な償却年数は次のとおりであります。
ソフトウェア（自社利用分）5年
（社内における見込利用可能期間）

(3)重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収見込額を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 …… 従業員の賞与給付に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
- ③ 株主優待引当金 …… 株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌連結会計年度以降において発生すると見込まれる額を計上しております。

(4)収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、当社及び連結子会社の商品を提供した時、製品については顧客に到着した時にそれぞれ収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、株主優待券受取額、親会社株主優待券の交換手数料、他社ポイントの付与相当額及びフランチイズ（F C）店舗向けに販売している原材料については、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を差し引いた純額を収益として認識しております。

(会計方針の変更に関する注記)

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

連結損益計算書

前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「協賛金収入」「受取保険金」「不動産賃貸料」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しました。なお、前連結会計年度の「協賛金収入」は7,246千円、「受取保険金」は3,016千円、「不動産賃貸料」は3,206千円であります。

また、前連結会計年度まで区分掲記しておりました「現金過不足」（当連結会計年度は、751千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額であって、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 固定資産の減損

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	543,885千円
減損損失	41,841千円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積り内容に関する情報

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として事業用資産である直営店舗を基本単位として資産のグルーピングを行っております。収益性の低下等により減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較し減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しております。

これらの見積りにおいて用いた仮定には不確実性が伴うため、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。その結果、翌連結会計年度の連結計算書類において追加の減損損失が発生する可能性があります。

2. 繰延税金資産

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	36,080千円
--------	----------

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積り内容に関する情報

当社グループは、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 2015年12月28日)に基づき、将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングにより、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

これらの見積りにおいて用いた仮定には不確実性が伴うため、翌連結会計年度に係る連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

3. 資産除去債務

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

資産除去債務	78,230千円
--------	----------

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積り内容に関する情報

当社グループは、店舗建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等について、個別に入手した原状回復費用の見積額や業態別に直近の退店時の原状回復費用実績に基づき店舗1坪当たり費用を見積もり、それらを既存店舗の建築坪数へ乗じて資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の履行時期を予測することや将来の最終的な除去費用を見積もることは困難であり、これらの見積りにおいて用いた仮定には不確実性が伴うため、翌連結会計年度に係る連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

- | | |
|------------------------|-------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 2,862,572千円 |
| 2. その他の流動負債のうち、契約負債の金額 | 1,704千円 |

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末の株式数(株)
普通株式	5,377,070	7,000	—	5,384,070

(注) 発行済株式の総数の増加は、新株予約権の行使による増加分であります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末の株式数(株)
普通株式	50,549	20,080	—	70,629

(注) 自己株式の数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得20,000株及び単元未満株式の買取り80株による増加分であります。

3. 剰余金の配当に関する事項

①配当支払額

該当事項はありません。

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

該当事項はありません。

4. 当連結会計年度の末日において発行している新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 2,050株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用につきましては主として安全性が高い預金等により運用し、また、資金調達については必要に応じて銀行借入により行う方針であります。デリバティブ取引等の投機的な取引は、行わない方針であります。

営業債権である売掛金については、主として顧客のクレジット決済によるものであり、信用リスクに晒されております。差入保証金は、主に出店に関わる賃貸借契約等に基づく保証金及び敷金であり、貸主の信用リスクに晒されております。営業債権及び差入保証金に係る信用リスクは、当社グループの経理規程に従い、取引先毎に残高確認を行う等、担当部署が相手先の状況のモニタリングを行い、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である買掛金等は、そのほとんどが1年以内の支払期日ですので、流動性リスクに晒されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

「破産更生債権等」については、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位:千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)差入保証金	464,971	462,562	△2,408
(2)長期借入金	(105,200)	(105,062)	△137

(注) 1. 負債に計上されているものについては、()で示しております。

2. 長期借入金については、1年内の期限到来分を含めて記載しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
当連結会計年度（2023年3月31日）
該当事項はありません。

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債
当連結会計年度（2023年3月31日）

(単位:千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	462,562	—	462,562
資産計	—	462,562	—	462,562
長期借入金	—	105,062	—	105,062
負債計	—	105,062	—	105,062

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価は、一定期間ごとに分類し、それぞれ信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債権の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当連結会計年度 自 2022年4月1日 至 2023年3月31日
レストラン売上高	5,741,952
外販商品売上高	397,757
その他	62,750
顧客との契約から生じる収益	6,202,461
その他の収益	—
外部顧客への売上高	6,202,461

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4. 会計方針に関する事項(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債の残高

顧客との契約から生じた契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度 自 2022年4月1日 至 2023年3月31日
期首残高	2,499
期末残高	1,704

(注) 連結貸借対照表上、契約負債は「流動負債」の「その他」に計上しております。
契約負債は、当社が発行した商品券のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額 446円47銭

1 株当たり当期純損失 2円29銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

会社区分	場所	用途	種類
当 社	愛知県稲沢市	店舗	工 具 器 具 及 び 備 品
	愛知県名古屋市緑区	店舗	建物、機械装置、工具器具及び備品
	神奈川県川崎市中原区	店舗	建 物
	神奈川県藤沢市	店舗	建 物
	岐阜県岐阜市	店舗	建物、機械装置、工具器具及び備品
	埼玉県川越市	店舗	建 物
	静岡県浜松市東区	店舗	建物、機械装置、工具器具及び備品
	静岡県静岡市駿河区	店舗	建物、機械装置、工具器具及び備品
	静岡県藤枝市	店舗	工 具 器 具 及 び 備 品
	千葉県流山市	店舗	建 物
	千葉県松戸市	店舗	工 具 器 具 及 び 備 品
	東京都八王子市	店舗	工 具 器 具 及 び 備 品
	東京都練馬区	店舗	工 具 器 具 及 び 備 品
	茨城県つくば市	店舗	建 物

当社グループはキャッシュ・フローを生み出す最小単位として事業用資産である直営店舗を基本単位として資産のグルーピングを行っております。

収益性の低下等により減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較し減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しております。なお、将来キャッシュ・フローがマイナスの場合は、回収可能価額はゼロとして評価しております。

その内訳は、建物及び構築物34,349千円、機械装置3,471千円、工具器具及び備品4,020千円であります。なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、ほとんどの資産で割引前将来キャッシュ・フローが見込まれないため割引率の記載を省略しております。

(注) 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表（1株当たり情報に関する注記を除く）に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。1株当たり情報に関する注記に記載の金額は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

貸 借 対 照 表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	2,115,503	流動負債	690,652
現金及び預金	1,670,995	買 掛 金	364,133
売 掛 金	249,568	未 払 金	100,577
原 材 料	37,195	未払法人税等	14,096
貯 蔵 品	4,279	未 払 費 用	97,704
前 払 費 用	31,077	前 受 金	20,587
関係会社短期貸付金	74,249	預 り 金	3,562
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	30,000	株主優待引当金	19,303
未 収 入 金	122,339	賞 与 引 当 金	14,631
そ の 他	46	そ の 他	56,057
貸 倒 引 当 金	△104,249		
固定資産	1,056,450	固定負債	109,011
有 形 固 定 資 産	537,788	預 り 保 証 金	14,400
建 物	352,825	資 産 除 去 債 務	68,738
構 築 物	21,668	投資損失引当金	25,872
機 械 及 び 装 置	26,550		
工具、器具及び備品	48,938	負 債 合 計	799,663
土 地	87,806		
無 形 固 定 資 産	30,505	純 資 産 の 部	
借 地 権	21,972	株主資本	2,372,290
電 話 加 入 権	5,887	資 本 金	91,531
ソフトウェア	2,645	資本剰余金	1,713,006
投資その他の資産	488,157	資 本 準 備 金	609,665
関係会社長期貸付金	105,960	その他資本剰余金	1,103,340
長期前払費用	93	利益剰余金	674,181
破産更生債権等	812,892	利 益 準 備 金	551
差 入 保 証 金	412,878	その他利益剰余金	673,630
繰延税金資産	36,080	繰越利益剰余金	673,630
そ の 他	39,105	自己株式	△106,429
貸 倒 引 当 金	△918,852		
資 産 合 計	3,171,954	純 資 産 合 計	2,372,290
		負債及び純資産合計	3,171,954

損 益 計 算 書

(自 2022年 4 月 1 日)
(至 2023年 3 月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		5,866,781
売上原価		2,422,651
売上総利益		3,444,129
販売費及び一般管理費		3,380,217
営業利益		63,912
営業外収益		
受取利息	1,735	
協賛金収入	1,317	
不動産賃貸料	3,206	
補助金収入	1,300	
受取保険金	1,927	
その他	2,129	11,615
営業外費用		
支払利息	805	
助成金減額損	37,619	
その他	1,271	39,696
経常利益		35,831
特別利益		
圧縮未決算特別勘定戻入額	13,499	
貸倒引当金戻入益	6,700	
その他	1,127	21,327
特別損失		
減損損失	41,841	
店舗閉鎖損失	9,900	
固定資産除却損	1,800	53,541
税引前当期純利益		3,617
法人税、住民税及び事業税	28,503	
法人税等還付税額	△11,630	
法人税等調整額	△1,079	15,792
当期純損失		12,175

株主資本等変動計算書

(自 2022年 4 月 1 日)
(至 2023年 3 月31日)

(単位：千円)

項 目	資 本 金	株 主 資 本				
		資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当 期 首 残 高	90,124	608,257	1,103,340	1,711,598	551	685,805
当 期 変 動 額						
新株の発行	1,407	1,407		1,407		
当期純損失						△12,175
自己株式の取得						
当期変動額合計	1,407	1,407	－	1,407	－	△12,175
当 期 末 残 高	91,531	609,665	1,103,340	1,713,006	551	673,630

項 目	株 主 資 本			純 資 産 合 計
	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計	
	利益剰余金合計			
当 期 首 残 高	686,356	△75,706	2,412,372	2,412,372
当 期 変 動 額				
新株の発行			2,815	2,815
当期純損失	△12,175		△12,175	△12,175
自己株式の取得		△30,722	△30,722	△30,722
当期変動額合計	△12,175	△30,722	△40,082	△40,082
当 期 末 残 高	674,181	△106,429	2,372,290	2,372,290

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産…定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～40年
構築物	5～30年
機械及び装置	2～17年
工具・器具及び備品	2～15年

- (2) 無形固定資産…定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金…債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収見込額を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- (2) 賞 与 引 当 金…従業員の賞与給付に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
- (3) 株 主 優 待 引 当 金…株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度以降において発生すると見込まれる額を計上しております。
- (4) 投 資 損 失 引 当 金…子会社への投資に対する損失に備えるため、当該子会社の財政状態を勘案して、必要額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、当社の商品を提供した時、製品については顧客に到着した時にそれぞれ収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、株主優待券受取額、親会社株主優待券の交換手数料、他社ポイントの付与相当額及びフランチャイズ（F C）店舗向けに販売している原材料については、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を差し引いた純額を収益として認識しております。

（会計方針の変更に関する注記）

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類に与える影響はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

損益計算書

前事業年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「不動産賃貸料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しました。なお、前事業年度の「不動産賃貸料」は3,206千円であります。

また、前事業年度まで区分掲記しておりました「助成金収入」(当事業年度は、79千円)及び「現金過不足」(当事業年度は、192千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、それぞれ営業外収益の「その他」及び営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した額であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは、次のとおりです。

(1) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	537,788千円
減損損失	41,841千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積り内容に関する情報

「連結注記表(会計上の見積りに関する注記) 1. 固定資産の減損」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

(2) 繰延税金資産

①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	36,080千円
--------	----------

②識別した項目に係る重要な会計上の見積り内容に関する情報

「連結注記表(会計上の見積りに関する注記) 2. 繰延税金資産」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

(3) 資産除去債務

①当事業年度の計算書類に計上した金額

資産除去債務	68,738千円
--------	----------

②識別した項目に係る重要な会計上の見積り内容に関する情報
「連結注記表(会計上の見積りに関する注記) 3. 資産除去債務」に
同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

(4) 投資損失引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額

投資損失引当金	25,872千円
---------	----------

②識別した項目に係る重要な会計上の見積り内容に関する情報

当社は、子会社の投資に対する損失に備えるため、損失負担見
積額を投資損失引当金として計上しております。

損失負担見積額については、子会社の財政状態等を勘案して見
積りを行っておりますが、子会社の状況により翌事業年度に係る
計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

- | | |
|-----------------------|--------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 2,819,035 千円 |
| 2. その他流動負債のうち、契約負債の金額 | 1,704 千円 |
| 3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 | |
| 関係会社に対する短期金銭債権 | 121,266 千円 |
| 関係会社に対する長期金銭債権 | 105,960 千円 |
| 関係会社に対する短期金銭債務 | 605 千円 |

(損益計算書に関する注記)

- | | |
|------------------------------|-----------|
| 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額 | |
| 営業取引 | 44,573 千円 |
| 営業取引以外の取引 | 1,291 千円 |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

- | | |
|------------------------|---------|
| 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数 | |
| 普通株式 | 70,629株 |

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	4,964 千円
有形固定資産減損損失	143,704 千円
関係会社株式	86,256 千円
貸倒引当金	347,138 千円
貸倒損失	203,580 千円
その他	42,234 千円
小計	827,878 千円
評価性引当額	△791,797 千円
繰延税金資産合計	36,080 千円

繰延税金負債

繰延税金負債合計	－ 千円
繰延税金資産の純額	36,080 千円

(関連当事者との取引に関する注記)

会社等の名称 (氏名)	議決権の 所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社						
(株)あさくま サクセッシ ョン	(所有) 直接 100.00	資金の援助	貸付金の回収 (注) 2、3	6,000	関係会社短期貸付金	74,249
					1年内回収予定関係会社長期貸付金	30,000
					関係会社長期貸付金	105,960
			利息の受取 (注) 2	1,291	—	—

会社等の名称 (氏名)	議決権の 所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
兄弟会社						
(株)テンポス フィナンシ ャルトラスト	—	クレジット カード 決済処理 サービス 事業	クレジット カード売上 高 (注) 1	1,955,632	売掛金	152,123
			クレジット カード取扱 手数料 (注) 1	60,462		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。
2. 資金の貸付については、貸付利率は市場金利等で勘案して利率を合理的に決定し、返済条件は子会社との貸付契約によっております。
3. (株)あさくまサクセッションへの貸付金に対し、210,209千円の貸倒引当金を計上しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表（収益認識に関する注記）」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	446円47銭
1株当たり当期純損失	2円29銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(注) 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表（1株当たり情報に関する注記を除く）に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。1株当たり情報に関する注記に記載の金額は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月25日

株式会社あさくま
取締役会 御中

有限責任大有監査法人
東京都千代田区

指定有限責任社員 公認会計士 鴨田 真一郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 武井 浩之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社あさくまの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社あさくま及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月25日

株式会社あさくま
取締役会 御中

有限責任大有監査法人

東京都千代田区

指定有限責任社員 公認会計士 鴨田 真一郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 武井 浩之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社あさくまの2022年4月1日から2023年3月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第50期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任大有監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任大有監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月30日

株式会社あさくま 監査役会

常勤監査役 森 下 明 人 ㊟

社外監査役 後 藤 徳 彌 ㊟

社外監査役 勝 部 康 男 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年としておりますが、年末年始を含む12月、1月の繁忙需要を反映し、適時適切な業績の開示を行うため、当社の事業年度を毎年2月1日から翌年1月末日までの1年とするべく、現行定款第38条（事業年度）を変更し、これに伴い、現行定款第11条（招集）、第12条（定時株主総会の基準日）、第40条（剰余金の配当の基準日）につき、所要の変更を行うものであります。また、事業年度の変更に伴う経過措置として、附則を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則、第2章 株式	第1章 総則、第2章 株式
第1条～第10条（条文省略）	第1条～第10条（現行通り）
第3章 株主総会 （招 集） 第11条 当会社の定時株主総会は、毎年 <u>6月</u> にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある ときに随時これを招集する。 （定時株主総会の基準日） 第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基 準日は、毎年 <u>3月31日</u> とする。	第3章 株主総会 （招 集） 第11条 当会社の定時株主総会は、毎年 <u>4月</u> にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある ときに随時これを招集する。 （定時株主総会の基準日） 第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基 準日は、毎年 <u>1月31日</u> とする。

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役および取締役会 ～第6章 会計監査人 第13条～第37条（条文省略） 第7章 計 算 （事業年度） 第38条 当会社の事業年度は、毎年<u>4月1日</u> から翌年<u>3月31日</u>までの1年とする。 （剰余金の配当の基準日） 第40条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 <u>3月31日</u>とする。 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年<u>9月</u> <u>30日</u>とする。 3 <省略> 第41条（条文省略） （新設）	第4章 取締役および取締役会 ～第6章 会計監査人 第13条～第37条（現行通り） 第7章 計 算 （事業年度） 第38条 当会社の事業年度は、毎年<u>2月1日</u> から翌年<u>1月31日</u>までの1年とする。 （剰余金の配当の基準日） 第40条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 <u>1月31日</u>とする。 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年<u>7月</u> <u>31日</u>とする。 3 <現行通り> 第41条（現行通り） <u>附則</u> <u>（事業年度変更にかかる経過措置）</u> 第1条 <u>第38条（事業年度）の規定にかかわ</u> <u>らず、第51期事業年度は、2023年4月1日</u> <u>から2024年1月31日までの10か月とする。</u> ② <u>第40条第2項の規定にかかわらず、第51</u> <u>期事業年度の中間配当の基準日は、2023年9</u> <u>月30日とする。</u> ③ <u>本条は、第51期事業年度終了後、これを</u> <u>削除する。</u>

第2号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役4名全員が任期満了となります。

また、取締役山下祐司氏は2023年3月31日付で辞任により退任いたしました。

つきましては、取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		候補者の 有する当社の 株 式 数
1	ひろ た よういち 廣 田 陽 一 (1984年8月13日)	2008年10月	株式会社テンポスバスターズ入社	一株
2013年 6 月		同社北関東エリアマネージャー		
2016年 9 月		同社営業本部営業課課長兼新宿エ リアマネージャー		
再任		2018年 3 月	同社営業本部東日本営業部部長	
		2019年 5 月	同社関西エリアマネージャー	
		2020年 2 月	同社営業本部西日本営業部部長	
			株式会社ドリームダイニング取締 役社長（現任）	
		2022年 6 月	当社代表取締役（現任）	
【取締役候補者とした理由】 廣田陽一氏は、代表取締役に就任以来、豊富な経験と識見で当社の経営を指揮・牽引しております。今後も当社の更なる企業価値向上に貢献することが見込まれ、当社の持続的成長に資するものと判断し、引き続き同氏を取締役候補者いたしました。				
2	にし お す み こ 西 尾 す み 子 (1947年9月20日)	1964年 5 月	当社入社	145,900 株
		1983年 9 月	当社取締役商品部長	
		1995年 6 月	当社代表取締役	
再任		2004年 4 月	当社取締役管理部長（現任）	
		2017年 6 月	株式会社あさくまサクセッション 取締役	
		2020年 2 月	株式会社竹若取締役	
【取締役候補者とした理由】 西尾すみ子氏は、長年にわたり当社の管理部門を中心に経営の中核を担っており、豊富な業務経験と知見を有しております。今後も当社の事業発展に貢献することが十分に見込まれ、引き続き同氏を取締役候補者いたしました。				

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		候補者の有する当社の株 式 数
3	もりした あつし 森 下 篤 史 (1947年2月13日)	1971年 4 月	東京電気株式会社（現東芝テック株式会社）入社	一株
		1992年 5 月	株式会社豊謙（現 株式会社テンポスパスターズ）設立取締役	
		2013年 8 月	株式会社あさくまサクセッション代表取締役	
		2013年 8 月	株式会社天タコシステム取締役（現任）	
		2013年10月	株式会社西岬魚類代表取締役	
		2015年 1 月	株式会社きよばち総本店代表取締役	
		2016年 7 月	株式会社テンポスホールディングス取締役	
		2016年 7 月	株式会社テンポスドットコム代表取締役	
		2016年 7 月	株式会社プロフィット・ラボラトリー取締役	
		2017年11月	株式会社テンポスホールディングス代表取締役社長（現任）	
		2018年 3 月	株式会社ディースパーク代表取締役（現任）	
		2018年 3 月	株式会社ドリームダイニング代表取締役	
		2018年 3 月	株式会社デリバリーソリューション代表取締役（現任）	
新任		2018年 3 月	株式会社アルパ産業代表取締役（現任）	
		2018年 4 月	株式会社テンポスパスターズ代表取締役（現任）	
		2018年 8 月	株式会社テンポス情報館取締役	
		2018年 8 月	株式会社ポスレジ比較館取締役	
	2018年 8 月	株式会社ドリームダイニング取締役		
	2018年 9 月	株式会社テンポス情報館代表取締役（現任）		
	2018年 9 月	株式会社テンポスフードプレイス代表取締役（現任）		
	2019年 1 月	株式会社プロフィット・ラボラトリー代表取締役（現任）		
	2020年 2 月	株式会社ドリームダイニング代表取締役（現任）		
【取締役候補者とした理由】 森下篤史氏は、多くの企業の最高経営責任者であり、強いリーダーシップで経営をリードし、大所高所の見地から経営全般に対する指導、助言を行っております。これまでの豊富な経営経験から培われた優れた経営手腕は当社の企業価値向上に欠かせないことから、同氏を取締役候補者いたしました。				

候補者番号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		候補者の 有する当社の 株 式 数
4	しみず たかひろ 清水 孝 洋 (1967年2月19日)	1989年 4 月	シヤチハタ商事株式会社 (現シヤチハタ株式会社) 入社	一株
再任		2004年 4 月	同社マーケティング部長	
		2007年 4 月	同社商品企画部長	
		2011年 3 月	一般社団法人日本市場創造研究会 (現 一般社団法人市場創造学会) 理事 (現任)	
		2011年10月	シヤチハタ株式会社営業企画部長	
		2014年 1 月	同社海外企画部長	
		2019年 7 月	商品企画考房 代表	
		2021年 6 月	当社社外取締役 (現任)	
	2022年 7 月	商品企画考房株式会社代表取締役 (現任)		
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 清水孝洋氏は、長年にわたり大手製品メーカーにて営業及び商品企画部門に携わってきており、人格、見識ともに優れ、グローバルビジネスにも精通しております。同氏の豊富なビジネス経験と知見を当社の経営に生かしていただくため、引き続き同氏を社外取締役候補者といいたしました。また、同氏には豊富なビジネス経験を生かし、当社において独立した客観的な立場で、経営を監督する役割を果たしていただいております。				
5	ひらま りつこ 平 間 律 子 (1956年2月25日)	1978年 4 月	広森産業株式会社入社	4,000 株
新任		1984年 8 月	ベースシステム株式会社入社	
		1981年 6 月	同社代表取締役副社長	
		2007年 8 月	同社代表取締役社長 (現任)	
		2012年 6 月	当社社外監査役	
	2017年 6 月	当社社外取締役		
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 平間律子氏は、経営者として人格、見識ともに優れ、企業経営分野に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。企業価値向上に繋がる客観的視点からの積極的、かつ的確な助言を期待できることから、同氏を社外取締役候補者といいたしました。				

(注) 1. 廣田陽一氏は、当社親会社である株式会社テンポスホールディングスの子会社である株式会社ドリームダイニングの業務執行者であります。また、同氏の現在及び過去10年間に於ける同社の業務執行者としての地位及び担当は上記「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」欄に記載のとおりであります。

2. 森下篤史氏は、当社議決権の51.03%を保有する親会社である株式会社テンポスホールディングスの代表取締役社長であります。また、同氏の現在及び過去10年間に於ける同社並びにその子会社の業務執行者としての地位及び担当は上記「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」欄に記載のとおりであります。
3. 株式会社テンポスホールディングス及び同社グループ会社との取引の状況につきましては、個別注記表（関連当事者との取引に関する注記）をご覧ください。
4. その他の各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
5. 候補者のうち清水孝洋氏、平間律子氏は、社外取締役候補者であります。
6. 当社は、清水孝洋氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員として指定し、届け出る予定であります。また、平間律子氏の選任が承認された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
7. 清水孝洋氏の社外取締役としての在任年数は、本定時株主総会の終結の時をもって2年となります。
8. 当社は、清水孝洋氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。清水孝洋氏の再任が承認された場合、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、平間律子氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
9. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。本議案が原案どおり承認され、各取締役候補者が選任された場合、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役後藤徳彌氏は任期満了となります。

また、本総会終結の時をもって、監査役森下明人氏は辞任により退任されますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査役候補者酒井圭吾氏、北見一幸氏の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなります。また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況		候補者の 有する当社の 株 式 数
1	さ か い け い ご 酒 井 圭 吾 (1954年6月13日)	1977年 4 月	株式会社日本教育入社	一株
		1982年 1 月	株式会社豊立設計事務所（現株式会社ダット）入社	
		1986年 4 月	中央立体図株式会社（現 C D S 株式会社）入社	
		2003年 3 月	同社取締役	
		2008年 3 月	同社監査役	
		2012年 4 月	同社内部監査室長	
新任		2014年12月	当社入社	
		2015年 6 月	当社常勤監査役	
	【監査役候補者とした理由】 酒井圭吾氏は、長年にわたり事業会社において管理部門での豊富な業務経験と当社及び他社における常勤監査役としての豊富な知見を有しており、適切な職務執行を期待できることから、当社グループの経営に対し客観的な見地から適切な監督を行っていただけるものと判断したため、監査役として選任をお願いするものです。			

候補者番号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況		候補者の 有する当社の 株 式 数
2	きた み かずゆき 北 見 一 幸 (1965年5月19日)	1983年 4 月	株式会社第一ホテルみほし館 入社	一株
		1985年 9 月	株式会社ＵＳＡコーポレーショ ン入社	
		1987年 6 月	有限会社明幸館（現 株式会社一 幸）代表取締役社長（現任）	
新任	【社外監査役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 北見一幸氏は、経営者として長年にわたり飲食事業に携わっており、人格、 見識ともに優れ、豊富な経験と幅広い知識を有しております。経営者として 当社の経営に客観的な視点で適切な提言及び助言を行っていただけるものと 判断したため、同氏を社外監査役として選任をお願いするものです。			

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 北見一幸氏は、社外監査役候補者であります。また、同氏の選任が承認された場合、当社は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 当社は、北見一幸氏の選任が承認された場合、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。本議案が原案どおり承認され、各監査役候補者が選任された場合、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

当該補欠監査役につきましては、監査役が法令に定める員数を欠くことを就任の条件とし、その任期は前任者の残存期間とします。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況		候補者の 有する当社の 株 式 数
まつぐち とうひろ 松 口 藤 宏 (1951年9月8日)	1977年 4 月 2004年 3 月 2016年12月 2019年 4 月	株式会社フジタカ入社 同社管理本部マネージャー 当社入社 当社内部監査室長（現任）	一株
【補欠監査役候補者とした理由】 松口藤宏氏は、長年にわたり事業会社において管理部門全般の業務に従事し、豊富な経験と知識を有しております。当社においても内部監査室長として監査業務を経験し、経営の監視や適切な助言ができると判断し、同氏を補欠の監査役候補者といいたしました。			

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第5号議案 会計監査人選任の件

本株主総会終結の時をもって、当社の会計監査人である有限責任大有監査法人は任期満了により退任となりますので、監査役会の決定に基づき、新たにかがやき監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

監査役会がかがやき監査法人を会計監査人候補者とした理由は、新たな視点での監査が期待できることに加え、同監査法人の監査体制、専門性、監査の実施状況及び監査報酬等を総合的に検討した結果、当社の事業規模に適した監査が期待できることから、適任であると判断したことによるものであります。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

名 称	かがやき監査法人		
所 在 地	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番1号 JPタワー名古屋6F		
沿 革	2003年4月 かがやき監査法人設立		
概 要	資本金	9百万円	
	構成人員	社員 (公認会計士) 13名 職員 (公認会計士) 68名 (その他の職員) 8名 合 計 89名	
	関与会社	89社	

以 上

